

重要事項説明書

社会福祉法人福角会

自立生活援助事業所 こっとな

自立生活援助事業所 こっとん 重要事項説明書

1. サービスを提供する事業所

名称	社会福祉法人福角会
所在地	愛媛県松山市福角町甲1829番地
電話/FAX	電話089-978-5855 FAX089-978-5856
代表者氏名	理事長 山崎 隆
法人の設立年月日	昭和47年 5月31日

2. 事業所の概要

(1) 指定自立生活援助事業所の指定番号及びサービス提供対象

事業所の名称	自立生活援助事業所 こっとん
事業所の所在地	愛媛県松山市内宮町2007番地5
電話番号	(事業所) 089-978-7778 (携帯電話) 090-4331-1366
FAX・メール	FAX 089-978-7776 メール cotton@hukuzumikai.com
事業所指定番号	3810105290
主たる対象者	知的障害者
管理者	宇都宮 浩人
サービス管理責任者	藤高 裕也
事業の目的	自立生活援助事業所こっとんの適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った適切な指定自立生活援助の提供を確保することを目的とする。
運営方針	1. 利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行うものとする。 2. 指定自立生活援助の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定共同生活援助その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

	3.「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。）及び松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年12月26日松山市条例第60号）に定める内容のほかその関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。
第三者評価の実施	実施の有無 : 無
自己評価	実施の有無 : 無

3. 事業実施地域

松山市（島しょ部を除く）とする。

また、他市町出身者で前記地域に居住する者についても事業の対象とする。

4. 営業時間等

（1）事業所窓口の営業/月及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 （ただし国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く）
営業時間	午前8：30～午後5：30

（2）サービス提供可能日と時間帯

サービス提供可能日	月曜日～金曜日
サービス可能時間帯	午前8：30～午後5：30 （電話での対応は24時間可能）

5. 従業員の体制

（1）職員配置

職種	員数	常勤	職務内容
管理者	1名	1名（兼務）	従業者及び業務の一元管理及び指揮命令
サービス管理責任者	1名	1名（兼務）	・ 個別支援計画の作成 ・ 利用申し込みに係る調整 ・ 従業者等に対する技術指導等のサービスの内容の管理
地域生活支援員	1名	1名（兼務）	・ 自立した日常生活等を営むことができるよう訪問等を行う。

（2）従業員の勤務体制

職種	勤務体制
管理者	午前8：30～午後5：30
サービス管理責任者	午前8：30～午後5：30
地域生活支援員	午前8：30～午後5：30

6. サービス提供の内容と利用料金

(1) 障害者総合支援法に基づく訓練等給付から給付されるサービス

①訓練等給付費対象サービス

サービスの種類	サービスの内容
自立生活援助計画の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を配慮した自立支援計画を作成します。
定期的な訪問による支援	おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関との連携調整その他地域における自立した日常生活又は社会生活を営むための必要な援助を行います。
関係機関との連携調整	前号の状況把握を踏まえ、利用者の家族、利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他関係機関等との連絡調整その他必要な措置を講じます。
常時の連絡体制の確保	利用者の心身の容共及び障害の特性に応じ、適切な方法により、利用者との常時の連絡体制を確保します。

(2) サービス利用料金

区分	地域生活支援員一人あたりの利用者数		備考
	30人未満	30人以上	
自立生活援助サービス費(1)	1566単位/月	1095単位/月	退所等をしてから1年以内の者
自立生活援助サービス費(2)	1172単位/月	821単位/月	上記以外の者

<提供するサービスの料金とその利用者負担額について>

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

利用者負担は現在、サービス料と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた負担上限額の設定）となっています。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

※障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、一月に利用したサービス料にかかわらず、それ以上に負担は生じません。

【標準利用期間超過減算】

平均利用期間が標準利用期間（1年間）を6ヶ月以上超える場合	所定単価数 × 95 / 100
-------------------------------	------------------

(3) 加算項目

①福祉専門職員配置加算

加算項目	利用料	利用者負担額	内容
福祉専門職員配置加算(1)	4 5 0 0 円	左記の 1 割	常勤の地域生活支援員のうち、有資格者が 3 5 %以上雇用されている場合、利用 1 ヶ月につき加算されます。
福祉専門職員配置加算(2)	3 0 0 0 円	左記の 1 割	常勤の地域生活支援員のうち、有資格者が 2 5 %以上雇用されている場合、利用 1 ヶ月につき加算されます。
福祉専門職員配置加算(3)	1 8 0 0 円	左記の 1 割	地域生活支援員のうち、常勤職員が 7 5 %以上又は 3 年以上の常勤職員が 3 0 %以上雇用されている場合に利用 1 カ月につき加算されます。

②初回加算

加算項目	利用料	利用者負担額	内容
初回加算	5 0 0 0 円	左記の 1 割	初回月、1 回のみ加算されます

③同行支援加算

加算項目	利用料	利用者負担額	内容
同行支援加算	5 0 0 0 円	左記の 1 割	月 2 回まで外出を伴う支援を行った場合、利用 1 月につき加算されます。
同行支援加算	7 5 0 0 円	左記の 1 割	月 3 回まで外出を伴う支援を行った場合、利用 1 月につき加算されます。
同行支援加算	1 0 0 0 0 円	左記の 1 割	月 4 回以上外出を伴う支援を行った場合、利用 1 月につき加算されます。

④緊急時支援加算

加算項目	利用料	利用者負担額	内容
緊急時支援加算(1)	7 1 1 0 円	左記の 1 割	緊急時において、利用者・家族からの要請により深夜に利用者宅へ

			の訪問や1時的な滞在により支援を行った場合
緊急時支援加算 (2)	940円	左記の1割	緊急時において、利用者・家族からの要請により深夜に電話による相談援助を行った場合

⑤福祉・介護職員等処遇改善加算※令和6年6月1日より

福祉・介護職員等処遇改善加算(1) サービス利用料金(単位)／月	1月＋所定単位×103/1000
-------------------------------------	------------------

(4) その他の費用について

内 容	料 金
通常の事業の実施地域を越えて行う訪問支援に要する交通費(事業者の自動車を使用した場合) 公共交通機関等を利用した場合は実費相当額	通常事業実施地域を超えた地点から1キロメートルにつき 1回(片道)につき 50円

7. 利用者負担額及びその他の費用の支払いについて

利用料金は、1カ月ごとに計算しご請求させていただきます。

利用者負担金は当月末日精算の翌々月10日払いです。(土日祝祭日の場合は翌営業日)

支払い方法 ・ ご指定の口座から自動引き落としをさせていただきます。

・ 現金又は振込での支払いを希望される場合はお申し出ください。

8. サービス提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 個別支援計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「個別支援計画」を作成します。作成した「個別支援計画」については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いします。

(3) 個別支援計画の変更等

「個別支援計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

- ①虐待防止に関する責任者を選定しています。
- ②成年後見制度の利用を支援します。
- ③苦情解決体制を整備しています。
- ④従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤虐待防止に関する委員会は権利擁護委員会等をこれにあてる。

虐待防止に関する窓口

担当者	氏名	住所	電話番号
虐待防止責任者	松本 潤	松山市内宮町 2 0 0 7 番地 5	089-978-7778

行政機関の受付窓口

機 関 名		住所	電話番号
松山市	松山市障がい者 虐待防止センター	松山市二番町四丁目 7-2 別館 1 松山市障がい福祉課	089-948-6849
愛媛県	愛媛県障害者 権利擁護センター	松山市持田町三丁目 8-1 5 愛媛県総合社会福祉会館内	089-933-2177

10. 身体拘束の禁止について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者・家族に対して説明し同意を得たときのみ、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

11. 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ○ 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ○ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ○ 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
②個人情報の保護について	○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。 ○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

個人情報の保護について

担当者	氏名	住所	電話番号
個人情報保護管理者	宇都宮浩人	松山市内宮町2007番地5	089-978-7778

12. 緊急時の対応方法について

- ① サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。
- ② 上記以外の緊急時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行います。

連絡先：電話番号 090-4331-1366（藤高） （対応可能時間 24時間）

13. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する自立生活援助の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する自立生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 : 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

保険名 : しせつの損害保険

保障の概要 : 業務中の事故賠償補償

14. 苦情の受付について

苦情受付窓口				
担当者	職名・役職名	氏名	住所	電話番号
受付担当者	課長	松本 潤	松山市内宮町 2007 番地 5	089-978-7778
第三者委員	福角会監事	川中 国和	松山市北条辻 637-11	089-993-3104
	評議員選任 解任委員	萬 喜志男	松山市福角町甲 633-1	089-979-0805
解決責任者	管理者	宇都宮浩人	松山市内宮町 2007 番地 5	089-978-7778

機関名		住所	電話番号
愛媛県	保健福祉部障がい福祉課	松山市一番町 4-4-2	089-912-2420
松山市	保健福祉部障がい福祉課	松山市二番町 4-7-2	098-948-6719
愛媛県 社会福祉協議会	愛媛県福祉サービス 運営適正委員会	松山市持田町 3-8-15	089-998-3477

15. サービス提供の記録

- ① 指定自立生活援助の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。
- ② 指定自立生活援助の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。
- ③ これらの記録はサービス完結の日から 5 年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

令和 年 月 日

自立生活援助の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 自立生活援助事業所 こっとん

説明者職名 _____ 氏名 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、自立生活援助の提供開始に同意しました。

利用者住所

氏 名 _____ 印 _____

立会人住所 _____

氏 名 印

ご本人との関係（ ）